

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(3) 消費段階における安全性の確保
取 組 内 容	⑯ 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知
関 係 部 署	生活衛生課、かごしまの食ブランド推進室

### 現 状

食中毒等の食品による健康被害防止のため、消費者が、自らの判断で安全な食品を選び、安全に取り扱うことができるよう県ホームページ・県政かわら版等や、県民が参加する講習会を通じて、科学的知見に基づく正しい知識など家庭での食中毒防止対策等について情報提供を行っています。

また、食中毒注意報の発令や県ホームページに自主回収報告等を掲載するなど、食品衛生に関する注意の喚起を図っています。

項目	R元年度	受講者数
衛生講習会の件数*	74回	1,303人

\* 消費者が受講した講習会数

### 課 題

食中毒等の食品による健康被害の中には、消費者の食品の安全性に関する知識不足が原因となっているものもあることから、消費者が、自らの判断で安全な食品を選び、安全に取り扱うことができるよう、引き続き、科学的知見に基づく正しい知識を身につける機会の提供に努める必要があります。

### 施策の目標

家庭における食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、各種広報媒体及び衛生教育等を通じて、食品の衛生管理や自然毒（キノコ毒やフグ毒など）及び寄生虫の情報、生食用食肉等の安全確保対策など科学的知見に基づく正しい知識の普及を図ります。

また、食中毒や違反食品等に係る情報を速やかに提供し、食品衛生に係る注意の喚起を図ります。

### 具体的な取組内容

- 県ホームページ・県政かわら版等各種広報媒体を活用した情報発信
- 食中毒注意報の発令
- 自主回収報告等違反食品等に係る情報の提供
- 県民が参加する講習会及び出前セミナー等を通じた正しい知識の普及



〈手洗い教室〉

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
各種広報媒体を活用した情報発信回数 (食品の衛生管理等に関する知識や情報)	定期発信 4回	4回	四半期に1回（年に4回）情報発信

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
取組内容	⑯ 食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入支援
関係部署	生活衛生課

### 現 状

「食品衛生法」の改正に伴い、原則としてすべての食品等事業者に、一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められ、令和3年6月1日から完全施行されます。

県では、制度周知のため、食品等事業者の規模に応じて事業者団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書を参考に、衛生管理計画作成の技術支援を目的とした講習会等を実施していきます。

### 課 題

HACCPに沿った衛生管理の導入が進んでいない事業者、とりわけ中小規模以下の事業者に対し普及を進める必要があります。

### 施策の目標

中小規模以下の事業者においても、HACCPに沿った衛生管理等の普及や技術的な指導

- 助言を行うことで、着実にHACCPに沿った衛生管理の導入支援を図ります。

### 具体的な取組内容

○HACCPに沿った衛生管理等の普及

- 監視時や講習会を通じて、HACCPに沿った衛生管理の手法及び導入の有効性や必要性について普及

○HACCP導入に向けた技術支援

- リーフレットや教材を活用して、施設に応じたきめ細やかな技術的な指導・助言



<HACCP導入支援講習会>

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
HACCP制度普及のための講習会実施回数	263回	82回	毎年度実施する食品衛生責任者講習会の開催回数

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
取組内容	②〇 畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及
関係部署	畜産課

### 現状

消費者の食の安全に対する関心が高まっており、安心・安全な国産畜産物を安定的に供給する体制を早急に構築していく必要があります。家畜等が食品となるまでの過程には、農場における生産、食肉処理場等での加工処理、流通など、多くの工程が関与しており、病原微生物による汚染等を防止するため、各段階において様々なリスク管理が行われています。

### 課題

畜産物の安全性を確保するためには、個々の農場における飼養衛生管理を徹底し、病原微生物の汚染等が少ない健康な家畜を生産することが基本となります。このため、生産段階における徹底した衛生管理に取り組むことが重要です。

### 施策の目標

県においては、生産者に対して「家畜伝染病予防法」に基づく飼養衛生管理基準の遵守を指導することで、農場における衛生管理の向上を図ります。

また、「衛生管理ガイドライン」及びHACCP方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場HACCP）についての畜産農家への普及・促進に努めます。

### 具体的な取組内容

- 「飼養衛生管理基準」の遵守を指導
- 「衛生管理ガイドライン」及びHACCP方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場HACCP）についての畜産農家への普及・促進

### 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
飼養衛生管理基準立入検査の実施状況	8,438戸 (実施率91%)	対象農場全戸 (実施率100%)	国の特定家畜伝染病防疫指針に基づく対象農場
HACCP認証農場数	22農場	25農場	

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(4) HACCPによる衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
取組内容	㉑ 衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進
関係部署	水産振興課

### 現 状

令和3年6月の法施行を背景に衛生管理型の水揚施設やHACCP対応型水産加工施設などが整備されつつあります。

EU等が定める衛生管理基準をクリアした加工施設をHACCP認定施設として登録しており、県内では、現在15か所が登録されています。EUが定める衛生管理基準は内容が厳しいため、基準を満たす施設等は限られているのが現状です。

### 課 題

HACCPによる衛生管理は、あくまでも食品の安全性を高め、安全で適切に消費できる食品の提供が目標であるため、導入企業等において、その必要性の認識が重要となります。

また、輸出について、水産食品は国際的に最もHACCPの義務化が進んでいますが、対米・対EU水産食品認証制度などは、輸出する相手国の衛生基準やHACCP規制に適合する必要があります。輸出する企業等は、各々が輸出国の規制に適合していることを証明する必要があります。

### 施策の目標

衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組を促進し、水産食品の効率的な流通と販売力の強化を図ります。



〈高度衛生管理型荷さばき施設〉

### 具体的な取組内容

- 衛生管理型の水揚施設やHACCP対応型水産加工施設等の整備支援
- 輸出に係る登録等に対する指導
- 自主的衛生管理対策の促進 など

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
衛生管理状況実態調査	36件	36件	市場実態調査において把握

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
取 組 内 容	② HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成
関 係 部 署	生活衛生課

### 現 状

昨今、食料品への異物混入などの食品事故が相次いで発生しており、事業者による回収・情報開示の遅れ、産地表示の偽装などの問題と併せ、消費者の食品安全性に対する不安、企業に対する不信感、食品製造工程への関心が高まってきています。

そのような中、HACCPシステムに基づく衛生管理手法を指導・助言できる「総合衛生管理過程に係る助言等を行う食品衛生監視員」の資格を有する保健所職員等46名（令和元年度末現在）により、HACCP等の相談等に対応しています。

### 課 題

「食品衛生法」の改正により、大規模事業者や複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の事業者は、HACCPに基づく衛生管理を行う必要があります。

また、EUやアメリカなどへ水産食品や食肉を輸出する事業者は、HACCPに基づく衛生管理に加え、輸入国が求める施設基準や追加的要件に合致する必要があります。

これら事業者に対して各施設の状況や輸入国の求める要件に応じたHACCP導入の指導・助言等を適切に行うためには、食品衛生監視員の資質の向上が求められます。

### 施策の目標

県内の食品関連事業者が取り組むHACCPに基づく衛生管理や輸出のための施設認定に向けた取組を支援します。

また、きめ細かな指導・助言が可能な人材を育成するため、国及び各種団体が開催する講習会等へ積極的に職員を派遣します。



〈HACCP研修会〉

### 具体的な取組内容

○総合衛生管理過程に係る助言等を行う食品衛生監視員の確保

- ・養成講習会への職員派遣

○HACCPの導入支援及び検証を適切に実施することができる食品衛生監視員の養成

- ・国が開催するHACCPシステムに係る講師養成講習会への職員派遣

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(5) トレーサビリティの推進
取組内容	②③ 米トレーサビリティ制度の適正運用
関係部署	かごしまの食ブランド推進室、農産園芸課

## 現状

生産から消費者に至るまでの各段階の流通の過程を明らかにするとともに、食品に関する不測の事態が発生したときの原因究明や速やかな商品の撤去・回収による被害の拡大防止策としてトレーサビリティは有効な手段となっています。

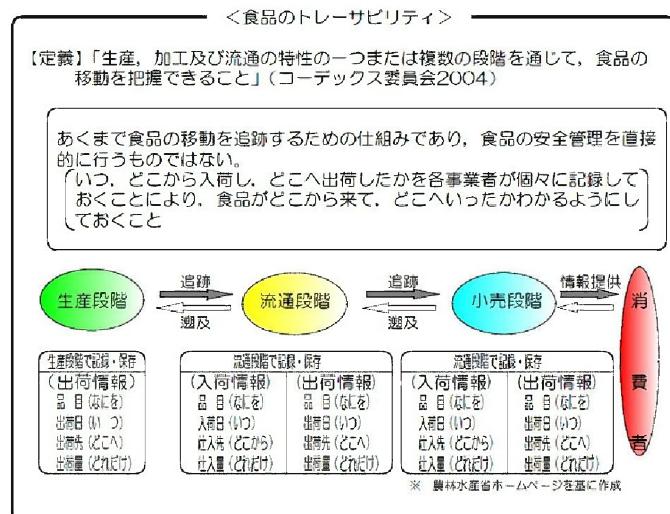
米については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)に基づき、米穀等を取り扱う事業者に対し、取引等に係る情報の記録・保存及び産地情報の伝達が義務づけられています。また、国と連携した食品表示実態調査に併せて、小売販売店、製造・流通業者等の実態を調査するとともに、寄せられる疑義情報等については、迅速かつ的確な対応を行っています。

## 課題

米トレーサビリティ制度は、生産から流通及び外食産業まで広い分野に関係することから、広く県民・事業者に制度の周知を図るとともに、適正な運用に努める必要があります。

## 施策の目標

米トレーサビリティ制度に基づき表示の適正化など遵守すべき事項について周知徹底するとともに、制度の普及・啓発を推進することにより、食の安心・安全の確保を図ります。



## 具体的な取組内容

○国と連携した米トレーサビリティ制度の普及啓発

## 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
米トレーサビリティ制度の普及啓発	1回 (研修会の開催)	2回 (研修会の開催)	
食品表示実態調査における適正率 (米穀等)	96.4%	100%	

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(5) トレーサビリティの推進
取組内容	②⁹ 茶れきくんの導入促進
関係部署	農産園芸課

### 現 状

平成15年3月から、県内茶業関係者が一体となって茶生産履歴管理システム「茶れきくん」の導入促進を図りながら、正確な記帳と迅速な情報開示を行っています。

令和元年度末で302工場（全工場数の64.4%）が、「茶れきくん」を導入しており、取引先の実需者は、病害虫防除記録などの生産履歴の正確な情報開示が迅速に行われる取組を高く評価しており、「かごしま茶」の信頼確保につながっています。

### 課 題

食品の安心・安全を確保する上で、茶の生産履歴を把握するとともに、食品に関する不測の事態発生時の原因や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止を図るために、トレーサビリティは有効であり、その導入・拡大が重要となっています。

### 施策の目標

各種研修会等を通じて、生産履歴の正確な記帳、情報開示請求があった時の迅速対応などの意識啓発や「茶れきくん」の導入促進を図るとともに、生産履歴システムの取組をあらゆる機会を通じて広く全国に広報し、安心・安全でクリーンな「かごしま茶」の販路拡大に努めます。



＜茶園風景＞

### 具体的な取組内容

#### ○茶におけるトレーサビリティの推進

- ・茶生産履歴管理システム「茶れきくん」の導入促進

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
茶れきくんの県内茶工場導入率	64.4%	72.5%	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進
取組内容	②⁵ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術の開発等
関係部署	経営技術課

## 現状

農業開発総合センターを中心に、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や、施肥管理技術等の開発による、環境と調和した持続可能な農業と地域資源の活用に対応した研究を進めています。また、技術の現地実証と普及定着にも取り組んでいます。



〈各種技術マニュアル〉

〈天敵を用いた栽培技術〉

## 課題

消費者の食の安心・安全に対する認識が高まる中、総合的病害虫・雑草管理技術(ＩＰＭ)、有機栽培等の取組に係る技術確立のほか、特殊病害虫や気候変動等、生産環境等に係る技術開発が必要です。

## 施策の目標

環境と調和した農業の促進に資する技術開発に努めるとともに、現地での実証等を通じた、農業者への理解促進及び早期普及・定着を目指します。

## 具体的な取組内容

- 総合的病害虫管理技術(ＩＰＭ)の開発
- 持続性の高い有機農業栽培技術の開発
- 地力の程度に応じた適切な施肥管理技術の開発
- 開発された技術の早期普及・定着に向けた普及指導活動の展開

## 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	備考欄
環境と調和した農業の推進を支えるために確立した技術数	8件	40件	普及情報の累積件数(8件/年)

基本 施 策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進
取 組 内 容	②⑥ 水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発
関 係 部 署	水産振興課

### 現 状

魚類養殖業においては、水産用ワクチンの普及等により水産用医薬品の使用低減が図られています。ただ、一部の疾病については、水産用医薬品の適正使用により対処しています。

県ではこれまで、養殖現場において課題の1つとされているハダムシ(寄生虫)について、天然素材等を用いた抑制手法の探索の調査・研究を行う等、水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発に努めているところです。

### 課 題

消費者のニーズに対応した安心・安全な養殖魚等を生産するためには、水産用医薬品使用の一層の低減化を図る養殖技術の開発が必要とされています。

また、ワクチン等水産用医薬品が未開発な疾病に対しては、予防及び治癒対策、さらには養殖技術の改良・改善が必要とされています。

### 施策の目標

水産用医薬品に頼らない各種疾病対策のための養殖技術を開発し、安心・安全な養殖魚の生産を図ります。



＜飼育試験実施中の様子＞

### 具体的な取組内容

○天然素材等を添加した固形配合飼料の給餌等による各種疾病的抑制効果試験

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
医薬品使用低減に向けた養殖技術に関する講習会の実施回数	2回	3回	

基本 施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進
取組内容	②7 食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るための調査・研究
関係部署	生活衛生課

### 現状

食品関連事業者が安全な食品を提供するためには、科学的な根拠に基づいた合理的な製造管理の方法等を取り入れることが必要と考えられます。

しかしながら、県内の多くの中小事業者は、経費及び人的不足から十分な量の科学的な分析、試験等を行い新しい知見を得るのは難しい状況です。県においては、これまで、生食用食鳥肉の取扱施設での衛生管理についての問題点や改善策、食中毒事例や苦情事例の発生原因や改善策、また、添加物の試験方法の改善等の調査・研究等を行い、得られた科学的知見に基づき事業者に対する指導・助言を行っているところです。

### 課題

食品の安全性の向上のためには、科学的な根拠に基づいた合理的な指導・助言を行う必要があるため、今後とも、県において科学的な調査研究を進める必要があります。



〈調査研究研修会〉

### 施策の目標

本県における食品等に起因する様々な問題について、その解決法及び再発防止策を得るための調査研究を行い、得られた知見等に基づき食品関連事業者に助言、指導等を行うことにより、食の安心・安全の確保に関する食品関連事業者の取組を促進します。

### 具体的な取組内容

- 調査・研究の実施
- 調査・研究の成果の有効活用
  - ・学会等での発表
  - ・食品事業者等への監視指導または講習会での情報提供

### 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
調査・研究事例数	4題	4題	